

# 第一号議案

## 事前資料 4

東京都市計画道路環状第8号線の変更（東京都決定）について

【説明資料】

1 趣旨及び経緯	<p>環状第8号線は、大田区羽田空港三丁目を起点として、世田谷区及び杉並区などを經由して北区岩淵町に至る路線であり、総延長約44km、代表幅員25m、4車線から6車線の環状道路として、都市計画決定されており、平成18年5月に全線の供用を開始した。</p> <p>このたび、「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、エアポートホテル・複合業務施設エリアとして利用を予定している跡地第2ゾーンと国際線地区の一体的な土地利用を図るとともに、道路交通の円滑化を図るため、都市計画道路環状第8号線の線形を多摩川沿いに変更する。</p> <p>本案件は、都市計画法第18条第1項の規定により東京都知事から大田区長宛に意見照会されたものである。</p>	○東京都知事よりの意見照会 平成25年10月9日付け 25都市基街第125号
2 位置	<p>今回の変更区間は、大田区南東部の羽田空港内に位置している。</p> <p>本区間の周辺は、南西側に多摩川が存在する。また、北東側には「羽田空港跡地まちづくり推進計画」に基づき、エアポートホテル・複合業務施設エリアとして利用を予定している跡地第2ゾーンとなっている。</p>	○用途地域等について 準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域
3 都市計画の内容	<p>位置：大田区羽田空港二丁目地内 延長：約43,880m→約43,840m 名称：東京都市計画道路 幹線街路環状第8号線</p>	
4 説明会の概要	<p>日時：平成25年9月10日（火）PM7:00～ 場所：羽田小学校 体育館</p>	